

平成21年度決算事業評価シート

1 基礎情報

事業名(実施計画)	合流改善事業		予算 費 目	会計	3	下水道事業特別会計
事業コード	2-01-05-102			款	2	事業費
政策名	章	自然と都市機能が調和したうるおいのあるまち		項	1	下水道整備費
	節	利便性の高い都市基盤づくり		目	1	排水施設費
施策名	小節	公共下水道		細目	50	合流式下水道緊急改善事業費
	施策の方向	公共下水道の整備		細々目	1	合流式下水道緊急改善事業費
担当部課	下水道河川部下水道河川建設課	責任者(課長)	安岡 忠司	内線	2659	

2 事業概要

事務事業名(業務棚卸評価)	合流式下水道緊急改善(第一工区)事業	
事業目的	対象	目的
	市民	平成16年4月1日に下水道法施行令が改正され、新たに合流式下水道の雨水吐き室における構造基準及び放流水の水質基準が規定され、一定期間内にこれらの基準を達成する必要性が生じたため、合流式下水道緊急改善事業(貯留管)を推進し、相模湾の水質保全を図る。
事業内容	本工事は、平成19年度より3箇年で、中海岸排水区及び東海岸排水区の合流区域の水質改善を図る地下貯留施設(内径φ3,750mm L=1,050m)を設置すると共に、大量に発生する掘削土砂のリサイクルに係る建設泥土分級施設を廃棄物処理法に基づき設置する。	
事業を取り巻く環境(事業に関する市民等のニーズ、国・県等の動向、社会環境等)	合流式下水道の整備区域では、雨天時に雨水と汚水の混合した下水の一部が未処理で公共用水域に放流されていて、本市の代表的な観光地である海や海辺の良好な自然環境を保全するためにも、速やかな対策が求められている。	
市民参加と協働の活用	特にありません。	
根拠法令、国の方針・計画等	都市計画法、下水道法	

3 コスト・財源

事業に係るコスト	直接事業費	財源内訳	20年度(決算)		21年度(決算)		22年度(予算)	
			金額	率	金額	率	金額	率
		国県支出金(千円)	43,820		645,450		163,507	
		地方債(千円)	46,170		727,800		194,500	
		その他(千円)	11,618		12,661		50,033	
		一般財源(千円)						
	A	事業費(千円):(予算に対する執行率)	101,608	98.9 %	1,385,911	89.7 %	408,040	%
	概算人件費	人件費						
		常勤職員数	1.06 人		1.40 人		0.65 人	
		常勤職員人件費(千円)…①	9,540		12,600		5,850	
		非常勤・臨時職員数	人		人		人	
		非常勤・臨時職員人件費(千円)…②						
	B	人件費(千円)…①+②	9,540		12,600		5,850	
		総コスト(千円)…A+B	111,148		1,398,511		413,890	

4 目標・実績

事業に係る活動の目標及び実績	指標名	単位		20年度	21年度	22年度
				目標	実績	達成率
	工事費設計積算の設計積算延長	m	目標	1,080.6	45.8	
			実績	1,080.6	45.8	
			達成率	100.0 %	100.0 %	%
	工事施工監理の遅延率	%	目標	0	0	0
			実績	40	22年度へ繰越	
			達成率	60.0 %	— %	%
貯留管整備工事の実施による整備延長	m	目標	1,080.6	1,080.6	1,080.6	
		実績	21年度へ繰越	22年度へ繰越		
		達成率	— %	— %	%	

事業に係る活動の目標及び実績	返送管工事の工事延長	m	目標		45.8	
			実績		45.8	
			達成率	%	100.0 %	%
	機械設備工事・電気設備工事の整備	一式	目標		一式	一式
			実績		22年度へ繰越	
			達成率	%	— %	%

5 項目別分析

項目	分析結果	理由
必要性 (市民ニーズ)	<input checked="" type="checkbox"/> ①必要性が高い	合流式下水道の整備区域では、雨天時に雨水と汚水の混合した下水の一部が未処理で公共用水域に放流されていて、本市の代表的な観光地である海や海辺の良好な自然環境を保全するためにも、速やかな対策が求められている。
	<input type="checkbox"/> ②どちらかといえば必要性がある	
	<input type="checkbox"/> ③必要性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④必要性はない	
妥当性 (市が行わなければならないか)	<input checked="" type="checkbox"/> ①市が行わないといけない	都市計画法により下水道事業は、市町村が都道府県知事の認可を受けて行う。下水道法では、公共下水道の設置、管理は、市町村が行うことと規定されている。
	<input type="checkbox"/> ②どちらかといえば市が実施	
	<input type="checkbox"/> ③市が行う必然性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④市が行う必然性はない	
継続性 (引き続き実施する必要があるか)	<input checked="" type="checkbox"/> ①継続性が高い	下水道法施行令の一部改正により、平成25年度末までに国が定めた基準値以下になるように、改善策を義務付けられた事業であり、第二工区事業として、平成22年度からの3箇年の継続事業である。
	<input type="checkbox"/> ②どちらかといえば継続性がある	
	<input type="checkbox"/> ③継続性が低い	
	<input type="checkbox"/> ④継続性はない	
効率性 (より効率的な改善が可能か)	<input type="checkbox"/> ①改善が可能である	「民間活用」は行っている。
	<input type="checkbox"/> ②改善の余地がある	
	<input type="checkbox"/> ③改善の余地が少ない	
	<input checked="" type="checkbox"/> ④改善の余地はない	

6 評価

	評価
活動状況(課題も含む)	B
評価内容	

合流式下水道の雨水吐き室から公共用水域(相模湾)への放流水の量及びきょう雑物の削減を行い、公共用水域の水質保全、環境保全を図るため、放流水を一定量貯留する地下貯留施設を設置する。平成21年度は第一工区事業の最終年度であり、シールド二次覆工、取水施設工、管理人孔築造工等を実施した。

合流式下水道緊急改善(第一工区)事業の完成により、公共用水域の水質保全を図り、目標とする事業全体の年間汚濁負荷量の72%が達成可能となる見込みである。更に、本工事では、この掘削残土を洗浄して分離分級を行い、掘削残土の約95%を海岸に返すことを目標に海岸養浜材として利用を図った。事故繰越及び繰越明許した事業の工期は、7月30日に終了し、9月1日より施設の供用開始予定である。
事業の方向性 終了